

『養育支援訪問事業』 『子育て世帯訪問支援事業』 利用開始までの流れ

1、利用申請

「養育支援訪問事業」、「子育て世帯訪問支援事業」を利用するには申請が必要です。
申請書を、こども家庭センター（こどもの相談）にご提出ください。
なお、お子様の健診・相談・家庭訪問等を通じて提出していただくこともできます。



2、家庭訪問1回目(支援内容の確認・日程の調整)

電話で、最初の訪問日の確認をします。その後、家庭訪問し、ご家庭の状況や育児の状況、育児への思いの聞き取りを行い、その上で、今後の支援の内容、訪問日、訪問回数、訪問時間の確認を行います。



3、家庭訪問2回目以降から

お約束した訪問日、時間に訪問します。前回の打ち合わせで決めた支援を行います。支援内容は、途中で見直ししながら、その時々に必要な支援を行います。

※支援には、①養育支援訪問事業と②子育て世帯訪問支援事業があります。

①養育支援訪問事業は、保育士等による相談支援です。

②子育て世帯訪問支援事業は、育児や家事の援助です。

※支援日や時間の変更は電話でお受けします。

ご希望どおりに変更できないこともありますので、ご了承ください。

※医療機関等の関係機関には、支援のために必要と判断した場合に限り、ご本人の同意を得たうえで、情報提供することがあります。

利 用 料 無料です。

利用時間 平日（年末年始を除く）の9時～11時30分、13時30分～16時30分の時間の中で、ご希望の1時間程度

申 込 方 法 まずは、焼津市こども家庭センター（こどもの相談）にお電話ください。

 **054-626-1165**

ご利用される皆様へ

育児に関するサポートを行います。

下記のことについて、ご了承ください。

- * 訪問支援員の車にお子さんや保護者の方を乗せることはできません。
- * 保護者の車に訪問支援員が乗ることはできません。
(交通機関を利用して、保護者と訪問支援員が外出する場合、訪問支援員の交通費実費相当額は保護者が負担をお願いします。)
- * 家事や買い物をすることのみを依頼したい場合は
⇒「子育て応援隊派遣事業」をご利用ください。
妊娠中の方または、3歳未満のお子さんを育てている方が対象です。
問合：子育て支援課 ☎ 054-626-1137
- * 保護者と離れた場所でお子さんを託児することはできません。
また、託児のみを目的とした支援はできません。
⇒託児が必要な時は、ファミリーサポートをご利用ください。支援を受けたい時は、登録が必要です。
問合：焼津市ファミリーサポートセンター ☎ 054-620-3339
- * お子さんやその他同居ご家族、ご本人が感染性の病気の時は、支援を行うことができません。
- * その他、お子さんの養育に関係のない支援をすることはできません。

